第三十二条を次のように改める。

（農林水産省令への委任）

第三十二条　この節に規定するもののほか、家畜人工授精所の開設の許可の申請手続及び第二十五条の二の規定による届出に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章の二中第三十二条の五を第三十二条の十二とする。

第三十二条の四中「採る」を「とる」に改め、同条を第三十二条の十一とする。

第三十二条の三中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十二条の十とする。

第三十二条の二第二項中「の各号」を削り、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十二条の九とする。

第三章に次の一節を加える。

第四節　特定家畜人工授精用精液等の特例

（特定家畜人工授精用精液等の指定）

第三十二条の二　農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事由により特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を、特定家畜人工授精用精液等として指定することができる。

２　農林水産大臣は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、家畜の改良増殖に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（指定の公示）

第三十二条の三　農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

２　特定家畜人工授精用精液等の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

（容器への表示）

第三十二条の四　獣医師又は家畜人工授精師は、第十三条第四項から第六項までの規定により特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければならない。

（譲渡等記録簿）

第三十二条の五　家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け（保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。以下この項において同じ。）、譲渡し（保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。以下この項において同じ。）、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載しなければならない。

２　家畜人工授精所の開設者は、前項の譲渡等記録簿を十年間保存しなければならない。

（是正命令）

第三十二条の六　農林水産大臣は、獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者が前二条の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反していると認めるときは、当該獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の解除）

第三十二条の七　農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

２　農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、特定家畜人工授精用精液等の指定を解除することができる。

３　農林水産大臣は、前二項の規定により特定家畜人工授精用精液等の指定を解除するときは、あらかじめ、家畜の改良増殖に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

４　第三十二条の三の規定は、第一項又は第二項の規定による特定家畜人工授精用精液等の指定の解除について準用する。

（農林水産省令への委任）

第三十二条の八　この節に規定するもののほか、第三十二条の四の容器への表示の方法及び第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、農林水産省令で定める。

第三十四条の見出しを「（報告の徴収等）」に改め、同条第二項中「又は獣医師若しくは家畜人工授精師」を「、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

３　家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十四条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣は、第三章第四節の規定の施行に必要な限度において、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができる。

第三十四条に次の一項を加える。

５　都道府県知事は、前二項の規定による報告（特定家畜人工授精用精液等に関するものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、その内容を農林水産大臣に通知しなければならない。

第三十五条第一項中「家畜人工授精簿」の下に「、譲渡等記録簿」を加え、「最少限度」を「最小限度」に改める。

第三十五条の二第一項中「家畜人工授精簿」の下に「、譲渡等記録簿」を加える。

第三十五条の三の次に次の一条を加える。

（回収等の命令）

第三十五条の四　農林水産大臣は、第十四条の規定に違反して特定家畜人工授精用精液等を譲り渡した者に対し、当該特定家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

２　都道府県知事は、第十四条の規定に違反して家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）を譲り渡した者に対し、当該家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十八条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に、「又は第十一条の二」を「から第十二条まで、第十三条第四項又は第十四条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の九第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第三十二条の二第三項」を「第三十二条の九第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第三十五条の四の規定による命令に違反したとき。

第三十九条を削る。

第四十条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第十五条第一項に規定する事項を家畜人工授精簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第四十条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「第三十四条」を「第三十四条第一項から第四項まで」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「第三十二条の五」を「第三十二条の十二」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五　第二十一条の規定に違反して、家畜人工授精師という名称を用いたとき。

六　第三十条の規定に違反して、その名称中に家畜人工授精所たることを示す文字を用いたとき。

七　第三十二条の六の規定による命令に違反したとき。